

高速自動車国道道路台帳

整理番号	92	図面对照番号					
道路の種類	一般国道		路線名	安来道路		道路管理者	国土交通大臣
路線の指定(認定)年月日	米子西IC～東出雲IC＝H7.11.2			指定(認定)の該当条項	道路法第5条		
起点	米子市			主要な経過地		安来市	
終点	島根県八束郡東出雲町						

事業許可の概要

事 業 者	西日本高速道路株式会社		根拠条項	道路整備特別措置法第3条
区 間	鳥取県米子市陰田町 から		料金徴収期間	令和４５年７月９日まで
	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷 まで			
路線の延長	19,100メートル			

供用中区間の概要

路線の延長の内訳	延 長			19,100メートル			供用開始の区間及び年月日										
							米子西～安来(H10.3.20)、安来～東出雲(H13.3.24)										
	延長の内訳	道路 13,300メートル			トンネル 個数 3 延長 1,400メートル			橋			渡船施設						
								種類	個数	延長	渡船場		渡船				
											個数	延長	船数	運行距離			
															永久橋	28	4,400メートル
																木橋	
		混合橋															
		計	28	4,400メートル													
		車道の幅員 路肩の埋戻	9.0m以上			5.5m以上9.0m未満			4.0m以上5.5m未満			4.0m未満					
		舗装道	メートル			19,100メートル			メートル			該当なしメートル					
		砂利道	メートル			メートル			メートル			該当なしメートル					
	計	メートル			19,100メートル			メートル			0メートル						
自動車交通不能 区間の延長	メートル			鉄道又は新設軌道との交差			交差の方法		個数								
道路の敷地の 面積	機構所有地	国有地	地方公共 団体有地				民地	計	立体交差	跨道							
										跨線							
										平面交差		該当なし					
最小車道幅員			箇所		最小曲線半径		箇所			最急縦断勾配		箇所					

(裏面)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要			
道路一体建物の概要			
軌道その他主要な占用物件の概要			
電気関係	0箇所	広場、公園	0箇所
ガス関係	0箇所	駐車場	0箇所
通信関係	0箇所	通路	0箇所
水道関係	0箇所	事務所等建物	0箇所
		その他	0箇所
その他特記すべき事項			
調整(改訂)の年月日			
令和5年12月1日.....調製			

(様式 2) 実延長調書

[illegible]

(様式 3) トンネル調書

[illegible]

(様式4) 橋調査

[illegible]

(様式 5) 鉄道等との交差調書

[illegible]